

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは「日々の価値ある食事の提案と挑戦」という経営理念にもとづき、食を通じて社会貢献をしていく事が最重要課題と考えております。そのために、健全性と透明性の原則を守り、コーポレート・ガバナンスの強化に努め、株主をはじめ各ステークスホルダーとの円滑な関係の構築を通じつつ、長期的・継続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-2】

当社は、現時点では発送日前に招集通知を公表してはおりません。

今後の定時株主総会の招集通知より、発送日前にTdnetや当社ウェブサイトにて公表することを、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則1-2-4】

当社は、現在議決権の電子行使および株主総会招集通知の英訳化を実施していません。今後も、株主構成に占める機関投資家や外国人投資家の比率を注視しながら、必要に応じて導入を検討してまいります。

【補充原則3-1-2】

当社は、アニュアルレポート、決算説明会資料を英訳して開示しておりますが、決算短信、株主総会招集通知等の英訳も必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-1-2】

当社は、現時点では中期経営計画を対外発表していません。今後は必要に応じて対外発表を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】

当社は、政策保有として上場株式を保有していません。

【補充原則4-1-1】

当社は「取締役会規程」を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。また、経営陣に対する委任の範囲については、各組織の執行に基づく業務範囲を管轄する担当取締役を選任して定めております。

【原則4-8】

東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立社外取締役を2名選出しております。

社外取締役は、取締役会に出席するとともに、内部監査部門及び会計監査人と相互に連携して効率的な監査を実施する様努めており、客観的な立場による監視機能強化の役割を担っております。

【原則4-9】

当社は社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針を特に定めておりませんが、その選任に当たっては、証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

今後、独立社外取締役の設置を検討する場合には、独立社外監査役と同様に東京証券取引所が定める独立性の判断基準に基づいて選定を行います。

【補充原則4-11-2】

当社は兼任の状況等につきましては、毎年定時株主総会の事業報告において開示を行っております。

【補充原則4-11-3】

当社は、取締役会全体の実効性の分析・評価に関し、今後、必要に応じて評価方法も含め検討してまいります。

また、上記の結果の概要に係る開示の方法についても必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役が、法的知識を含めた役割・責務の理解促進を図るため、会社が所属する団体のセミナーや勉強会への参加、あるいは専門的知識を習得するための各機関紙からの情報収集に積極的に取り組むことを推進しております。

【原則5-1】

株主との対話については、代表取締役又は経営陣幹部が対応しております。

また、当社ウェブサイト等で任意情報の開示等を積極的に実施しております。

決算説明会は年2回開催しており、投資家との対話を実施しております。

インサイダー情報の管理については、社内規程に従い、法令違反を生じないよう適切に情報を管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
正垣 泰彦	15,953,392	30.51
株式会社パベット	4,455,516	8.52
サイゼリヤ従業員持株会	1,990,543	3.80
株式会社サイゼリヤ	1,938,482	3.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,738,900	3.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,253,000	2.39
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	931,700	1.78
MSIP CLIENT SECURITIES	600,694	1.14
野村信託銀行株式会社(信託口)	530,400	1.01
BBH／SUMITOMO MITSUI TRUST (UK) LIMITED FOR SMT TRUSTEES (IR ELAND) LIMITED FOR TOKIO MARINE JAPANESE EQUITY FOCUS	518,600	0.99

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	8 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
島崎 孝二（崎の字は立つさき）	他の会社の出身者											○
岡田 勉	他の会社の出身者											○
渡辺 晋	弁護士											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
島崎 孝二（崎の字は立つさき）			——	国際事業における豊富な知識と経験を有しており、これらを当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の機能強化を期待したためであります。
岡田 勉	○	○	独立役員に指定しております。	経営者として長年にわたる経験や他業界に関する相当程度の知識を活かして、当社の監査・監督体制を強化することを期待したためであります。
渡辺 晋	○	○	独立役員に指定しております。	弁護士としての専門知識及び豊富な経験を有しており、当社の監査・監督体制を強化することを期待したためであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

--	--	--	--	--

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	なし

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は設けておりません。ただし、監査等委員である取締役が、内部統制システムの構築・運用等について監査するため、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員である取締役と協議の上、内部監査部門人員または必要とする各部門人員を選・配置します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人と情報連絡や意見交換を行うなど、連携を密にして監査の実効性及び効率性を高めております。監査等委員会と内部監査部門は、適宜情報交換・意見交換を行うなどの緊密な連携をとっております。内部統制システムの有効性・効率性、法令遵守、リスク管理等の監査職務の遂行に当たっては、積極的に意見及び情報交換を行い、課題等を共有し、相互に効率的かつ有効な監査を行っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第44期定時株主総会において、譲渡制限株式の付与による役員報酬制度導入をご承認いただいています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上への意欲と士気を高めるため、当社の取締役及び、当社取締役会が認めた従業員に対して、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社は、株主総会の決議によって決定しており、従来より総額表示で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対し、決算報告会、株主総会等に関する出席及び情報伝達を随時行っています。社外取締役は、定期的または必要な都度、公認会計士・顧問弁護士等の専門家から監査業務に関する助言を受け、経営の執行状況を把握するため、稟議書類等の重要な文書を閲覧し、代表取締役及び担当取締役から説明を受けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 会社の機関の基本説明

a 取締役会

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名（うち、社外取締役1名）、監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）で構成されております。取締役会は原則1ヶ月に1回開催され、当社の経営に関する重要事項は取締役会決議によって決定しております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されております。監査等委員である取締役は、取締役会に出席するほか、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、内部監査室と連携しリスク管理体制の構築に努めております。さらに、監査等委員会を定期的に開催し、監査等委員である取締役間での情報・意見交換を行い経営監視機能の向上をはかっております。

b 経営会議

経営会議は取締役会の基本方針に基づき、各部門責任者で構成され、その業務の執行状態及び事業計画について審議いたします。会議の運営は経営の根幹をなす業務執行に関わる重要な意思決定プロセスであるという性格に鑑み、監査等委員会による監査機能を強化するために、直接監査等委員である取締役が出席、または議事録を確認し、有効・適切な監査が行われるようにしております。

2. 内部監査及び監査等委員会監査の状況

a 内部監査

内部監査部門は、会社方針に基づく適正かつ効率的な業務運営がなされているかの監査及びコンプライアンスの遵守状況の監査を定期的に実施しております。

b 監査等委員会監査

監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と情報連絡や意見交換を行うなど、連携を密にして監査の実効性及び効率性を高めております。監査等委員である取締役は、取締役会に必ず出席します。その他の事業部門で店舗出店等に関して、重要と思われる会合に出席しています。内部監査部門及び会計監査人とも連絡を取り合っております。

3. 会計監査の状況

a 監査法人名 有限責任監査法人トーマツ

b 業務を執行した公認会計士の氏名

業務執行社員 公認会計士 松田道春

業務執行社員 公認会計士 大和田貴之

c 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士8名

その他8名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査等委員会設置会社として、迅速な意思決定と取締役会の活性により、効率的な経営システムの実現を図っております。3名の社外取締役（うち2人は監査等委員である取締役）による客観的・中立的監視のもと、経営の監視機能の面で、十分な透明性と適法性が確保されているものと判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は8月決算であることから、株主総会開催集中日は回避されているものと考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	アナリスト、機関投資家向けに半期ごとに第2四半期決算説明会、決算説明会を開催し、その後2週間くらいに機関投資家を個別に訪問して決算内容や企業戦略について説明しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社ホームページに新メニューや決算情報、関係書類の開示を随時行っています。	なし

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業理念である「日々の価値ある食事の提案と挑戦」に則した企業行動をとり、代表取締役がその精神を役職者をはじめグループ会社全使用人に、継続的に伝達・徹底を図ることにより、法令遵守と社会倫理の遵守する企業活動とする。

代表取締役は、コンプライアンス(法令遵守)の構築・整備・維持にあたる。

監査等委員である取締役及び内部監査部門は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

また、当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報者保護規程」を制定する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書取扱規程」及び「情報システム管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、整理・保存する。

監査等委員である取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、各リスクを体系的に管理するため、既存の関連規定等を改正し、必要な関連規定を新たに制定する。各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを改定し、部門毎のリスク管理規程を確立する。

監査等委員である取締役及び内部監査部門は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、改善に努める。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、「中期経営計画」及び「年次経営計画」に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。

取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制の計画を決定し遂行する。その遂行状況は各部門担当取締役が「取締役会」及び「経営会議」において定期的に報告し、業務遂行状況を、観察・分析し修正計画を制定する。P-D-C-Aサイクルの軌道に乗った業務が遂行されるようにする。

5) 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

「職務権限規程」に基づき、当社及び関係会社の管理は、関係会社各社の運営の指導・支援を実施する。

関係会社管理責任者は、関係会社各社の経営計画・効率的な業務遂行状況・財務報告の信頼性・コンプライアンス体制・内部統制体制等を「取締役会」及び「経営会議」に報告する。

監査等委員である取締役と内部監査部門は、定期または臨時に関係会社各社の管理体制を監査し、「取締役会」及び「経営会議」に報告する。

6) 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員である取締役が内部統制システムの構築・運用等について監査するため、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員である取締役と協議の上、内部監査部門人員または必要とする各部門人員を選任・配置する。

監査等委員である取締役の配置下に入った使用人は、監査等委員である取締役の指揮下に入り、取締役の指揮命令は受けないものとする。

7) 取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制、その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査等委員である取締役が取締役会・経営会議等経営に関する会議への出席、会議議事録の入手・閲覧を可能にし、または監査等委員である取締役へ報告するものとする。議題は、(1) 当社グループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項(2) 毎月の経営状況として重要な事項(3) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項(4) 重大な法令・定款違反(5) コンプライアンス・ホットラインの通報状況及び内容(6) その他コンプライアンス上重要な事項(7) その他の重要な事項等を決議・報告するものとする。

監査等委員である取締役は、(1) 定期的または必要な都度、公認会計士・顧問弁護士等の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保証される。(2) 経営の執行状況を把握するため、稟議書類等の重要な文書を開覧し、取締役及び使用人から説明を受けることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社「倫理規程」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し断固とした姿勢で臨み一切の関係をもたず、不当、不法な要求には一切応じない旨規定しております。また、総務担当取締役が統括となり、弁護士、警察などの外部専門機関と連携を図り対処するものとしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

模式図

